

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務基幹システム（ADWORLD）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎とするため	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4生年月日、5住民日、6住民届出日、7住定日、8住定届出日、9世帯主、10続柄、11前住所、12前住所世帯主、13転出先住所、14、転出先住定日、15転出先通知日、16宛名番号、17世帯番号、18住民票コード、19個人番号、20通称（外国人）、21在留カード番号（外国人）、22在留区分（外国人）、23国籍（外国人）、24在留資格（外国人）、25在留期間（外国人）、26在留期限（外国人）、27住居地届の有無（外国人）、28住居地届の届出日（外国人）29旧氏	
記録範囲	住民登録者（除票含む）	
記録情報の収集方法	住民異動届出、住民異動通知、戸籍届出、戸籍通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民票の写し申請者、全国各市区町村長、市関係各課、保健所等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録事務基幹システム（ADWORLD）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	条例に基づき、住民の印鑑の登録及び証明に関する事務処理のため	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4生年月日、5宛名番号、6世帯番号、7住民票コード、8通称（外国人）、9在留カード番号（外国人）、10旧氏、11登録印影	
記録範囲	印鑑登録者（廃止含む）	
記録情報の収集方法	印鑑登録申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	刑事訴訟法第106条による請求、裁判所の嘱託受けた請求	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（非該当）	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍等の証明に関する事務コンビニ交付システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民がマイナンバーカードを使用してコンビニで証明書を取得するために利用している。	
記録項目	1取引日付、2取引時間、3事業者名称、4店舗名称、5カード番号、6氏名、7部数、8料金、9状態、10証明書	
記録範囲	住民登録者・印鑑登録者・戸籍に記録されている者・附票に記録されている者	
記録情報の収集方法	コンビニ交付を利用しようとする者による証明書の請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2－3－25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金事務基幹システム（ADWORLD）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法に基づく市町村における法定受託事務等の実施のため。国民年金の被保険者に関する資格記録、保険料免除等を収録し、国民年金の適用業務、年金相談業務について利用を行っている。	
記録項目	1基礎年金番号、2宛名番号、3個人番号、4氏名、5性別、6国籍、7生年月日、8住所、9世帯番号、10電話番号、11送付先、12資格情報、13付加情報、14免除情報、15給付情報、16死亡未支給情報、17相談記録、18学生、19喪失予定日、20訂正前基番、21出産（予定）日、22不在不現住、23在外、24再交付申請、25訂正年月日、26年金コード	
記録範囲	国民年金の被保険者（被用者年金の被保険者・組合員を除く。）	
記録情報の収集方法	被保険者からの届出、日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金事務基幹システム（ADWORLD）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法に基づく市町村における法定受託事務等の実施のため。国民年金の被保険者に関する資格記録、保険料免除等を収録し、国民年金の請求業務、年金相談業務について利用を行っている。	
記録項目	1基礎年金番号、2宛名番号、3個人番号、4氏名、5性別、6国籍、7生年月日、8住所、9世帯番号、10電話番号、11送付先、12資格情報、13付加情報、14免除情報、15給付情報、16死亡未支給情報、17相談記録、18学生、19喪失予定日、20訂正前基番、21出産（予定）日、22不在不現住、23在外、24再交付申請、25訂正年月日、26年金コード	
記録範囲	国民年金の被保険者（被用者年金の被保険者・組合員を除く。）	
記録情報の収集方法	本人からの年金裁定請求書、日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町 2－3－2 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金事務基幹システム（ADWORLD）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法に基づき、年金生活者支援給付金を支給するための情報提供と年金給付等の記録について利用を行っている。	
記録項目	1基礎年金番号、2宛名番号、3個人番号、4氏名、5性別、6国籍、7生年月日、8住所、9世帯番号、10電話番号、11送付先、12資格情報、13付加情報、14免除情報、15給付情報、16死亡未支給情報、17相談記録、18学生、19喪失予定日、20訂正前基番、21出産（予定）日、22不在不現住、23在外、24再交付申請、25訂正年月日、26年金コード	
記録範囲	国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金受給者	
記録情報の収集方法	本人からの給付金請求書、日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（非該当）	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	社会保険オンラインシステム（ねんきんネット）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の適用業務や年金記録に関する相談の際、年金記録全般の情報提供を受けている。	
記録項目	1年金手帳の基礎年金番号、2年金証書の基礎年金番号及び年金コード、3氏名、4性別、5生年月日、6住所、7資格記録、8納付記録、9付加記録、10前納記録、11追納記録、12免除記録、13年金給付記録、14被保険者期間、15受給権発生年月日、16裁定年月日、17被扶養配偶者情報記録(1)氏名(2)生年月日(3)性別(4)住所	
記録範囲	国民年金の被保険者（被用者年金の被保険者・組合員を含む。）及び被保険者であった者	
記録情報の収集方法	日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2－3－25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づき、戸籍届書等の適正な受理及び正確な戸籍記載等について利用を行っている。	
記録項目	1 本籍 2 筆頭者 3 氏名 4 生年月日 5 性別 6 父母の氏名及び続き柄 7 出生・婚姻等の身分変動事項 8 住所の履歴	
記録範囲	戸籍の筆頭者及び構成員	
記録情報の収集方法	届書類（届書、申請書、その他の書類）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2 - 3 - 2 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	山形市国民健康保険税賦課・調定(減免を含む)事務基幹システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者に地方税法及び、国民健康保険法、山形市市税条例並びに山形市国民健康保険税条例に基づき賦課を行うために利用する	
記録項目	1 基本、2 住所、3 住民状態、4 開始日、5 送付先、6 宛名、7 世帯区分、8 終了日、9 相当年度、10 主変、11 通知書番号、12 更正年月日、13 更正処理区分、14 表示区分、15 納付手段、16 賦課基準日、17 軽減判定所得、18 暫定賦課額、19 給与等数、20 賦課停止、21 更正理由、22 平割1/2月数、23 平割3/4、24 賦課状況、25 更正前期別額、26 更正後期別額、27 納通返戻、28 公示送達、29 更正前所得割額、30 更正前均等割額、31 更正前平等割額、32 更正前軽減割、33 更正前軽減額、34 更正前子ども軽減額、35 更正	
記録範囲	国民健康保険に加入履歴がある者（過去6年）	
記録情報の収集方法	国保加入の届出、住民税との連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	月例処理 株式会社YCC情報システム 当初 入札会社（業務委託先）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理フ

	施行令第 2 1 条第 7 項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
備考	-	

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	山形市国民健康保険資格管理事務基幹システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法及び山形市国民健康保険条例施行規則等の規定に基づき、山形市国民健康保険被保険者及び山形市国民健康保険被保険者ではない世帯主の資格管理のために利用する。	
記録項目	1 自治体コード、2 保険証番号、3 宛名番号、4 世帯主宛名番号、5 国保履歴番号、6 更新業務日時、7 国保有効フラグ、8 続柄コード、9 国保資格区分、10 適用開始事由国保異動事由、11 適用開始異動年月日、12 適用開始届出年月日、13 適用終了事由国保異動事由、14 適用終了異動年月日、15 適用終了届出年月日、16 退職該当退職異動事由区分、17 退職該当異動年月日、18 退職該当届出年月日、19 退職非該当退職異動事由区分、20 退職非該当異動年月日、21 退職非該当届出年月日、22 本扶区分、23 国保年金名称コード、24 国保年金種	
記録範囲	山形市国民健康保険被保険者及び山形市国民健康保険被保険者ではない世帯主の資格情報	
記録情報の収集方法	国民健康保険資格に異動があった者による申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	刑事訴訟法による照会をした警察、国民健康保険法による照会をした市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2 - 3 - 2 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理フ

	施行令第 2 1 条第 7 項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
備考	-	

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	山形市国民健康保険資格管理事務国保情報集約システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	山形県国民健康保険団体連合会と締結している「国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約」に基づき、山形市国民健康保険被保険者及び山形市国民健康保険被保険者ではない世帯主の資格情報のオンライン連携のために利用する。	
記録項目	1 市町村保険者番号、2 データ区分、3 被保険者記号、4 被保険者番号、5 世帯番号、6 世帯主氏名、7 世帯主郵便番号、8 世帯主住所、9 世帯主番地、10 世帯主方書、11 地区統計コード、12 行政区コード、13 世帯区分、14 世帯異動届出日、15 世帯異動年月日、16 世帯異動事由、17 世帯異動国保適用開始届出日、18 世帯異動国保適用開始日、19 世帯異動国保適用開始事由、20 世帯異動国保適用終了届出日、21 世帯異動国保適用終了日、22 世帯異動国保適用終了事由、23 世帯異動国保適用変更届日、24 世帯異動国保適用変更日、25 世帯	
記録範囲	山形市国民健康保険被保険者及び山形市国民健康保険被保険者ではない世帯主の資格情報	
記録情報の収集方法	山形県国民健康保険団体連合会による県内他市町村の国民健康保険被保険者の資格情報の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	山形県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理フ

	施行令第 2 1 条第 7 項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
備考	-	

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	山形市国民健康保険給付管理事務基幹システム (ADWORLD) ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法及び山形市国民健康保険条例等の 規定に基づき、山形市国民健康保険被保険者の給 付管理のために利用する。	
記録項目	1 被保険者証記号番号、2 世帯主氏名、3 国保主 宛名番号、4 住所、5 資格区分、6 負担割合、7 適用開始日、8 適用終了日、9 氏名、10 宛名番 号、11 個人番号、12 貸付年月日、13 申請年 月日、14 支給決定年月日、15 支給年月日、1 6 支給決定区分、17 診療年月、18 事前入力区 分、19 事前入力日、20 申請額、21 申請番号、 22 若人所得区分、23 前期所得区分、24 支給 決定区分、25 強制保留区分、26 支給済額、2 7 支給額、28 貸付金額、29 振込先区分、30 金融機関番号、31 金融機関名、32 口座種別、 33 口座番号、34 名義人	
記録範囲	山形市国民健康保険被保険者の給付情報	
記録情報の収集方法	国民健康保険被保険者及び世帯主の申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	刑事訴訟法による照会をした警察、国民健康保険 法による照会をした市町村	
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2 - 3 - 2 5	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理フ

	施行令第 2 1 条第 7 項に 該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
備考	-	

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	山形市国民健康保険給付管理事務国保情報集約システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	山形県国民健康保険団体連合会と締結している「国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約」に基づき、山形市国民健康保険被保険者の給付情報のオンライン連携のために利用する。	
記録項目	1 市町村保険者番号、2 データ区分、3 被保険者記号、4 被保険者番号、5 世帯番号、6 世帯主氏名、7 世帯主郵便番号、8 世帯主住所、9 世帯主番地、10 高額状況、11 対象年度、12 世帯継続状態、13 市町村名、14 氏名、15 生年月日、16 性別、17 続柄、18 国保適用開始日、19 国保終了年月日、20 国保適用開始事由、21 国保適用終了事由、22 所得区分、23 処理年月	
記録範囲	山形市国民健康保険被保険者の給付情報	
記録情報の収集方法	山形県国民健康保険団体連合会による県内他市町村の国民健康保険被保険者の給付情報の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山形県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	山形市国民健康保険給付管理事務国保総合システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	山形県国民健康保険団体連合会と締結している「国民健康保険等事務共同処理業務に係る委託契約」に基づき、山形市国民健康保険被保険者の給付情報の管理のために利用する。	
記録項目	1 被保険者証記号番号、2 受診者名、3 生年月日、4 性別、5 宛名番号、6 診療年月、7 審査年月、8 医療機関名、9 給付割合、10 点数、11 費用額、12 一部負担額、13 高額療養費、14 患者負担額、15 公費番号、16 公費点数、17 公費一部負担額、18 公費患者負担額、19 高額療養費計算対象費用額、20 高齢外来限度額、21 高齢世帯限度額、22 国保世帯限度額、23 現物給付額、24 地単公費負担額（再掲）、25 支給額、26 長期調整額、27 支給済額、28 支給決定額、29 申出状況、30 レセプト番号、31 種別、32 処方機関コード、3	
記録範囲	山形市国民健康保険被保険者の給付情報	
記録情報の収集方法	山形県国民健康保険団体連合会による山形市の国民健康保険被保険者の給付情報の提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療費照会依頼をした山形市国民健康保険被保険者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町 2－3－25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理フ

	施行令第 21 条第 7 項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
備考	-	

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に係る保健事業業務(健診受診者情報管理)を行うために利用する。	
記録項目	1 保険者名、2 被保険者記号・番号、3 被保険者氏名（漢字）、4 被保険者氏名（カナ）、5 性別、6 生年月日（年齢）、7 郵便番号、8 電話番号、9 住所、10 資格取得日、11 資格喪失日、12 除外者登録日、13 除外者解除日、14 受診券情報、15 利用券情報、16 前回受診券情報、17 前回利用券情報、18 健診受診機関、19 健診受診結果情報（5年間分）、20 質問票の回答状況（5年間分）、21 保健指導実施状況（5年間分）、22 追加健診結果情報（5年間分）	
記録範囲	山形市国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者の健診を受診した者	
記録情報の収集方法	健診実施機関からの受診情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険被保険者分については提供先無し。 後期高齢者医療制度被保険者分については受託元である山形県後期高齢者医療広域連合への実績報告時に提供依頼があった場合に提供する。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理フ

	施行令第 21 条第 7 項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
備考	-	

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国保データベース（KDB）システム	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	山形市国保データヘルス計画に基づく保健事業（データ管理及び分析）を行うために利用する。	
記録項目	1 保険者番号、2 保険者名、3 地区名、4 作成年月日、5 性別、6 年齢、7 被保険者証記号・番号、8 氏名（カナ）、9 介護保険被保険者番号、10 生年月日、11 住所、12 健診情報（5年間分）、13 医療受診情報（5年間分）、14 介護認定情報（5年間分）	
記録範囲	山形市国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	山形県国民健康保険団体連合会において健診・医療・介護情報を取り扱う各システムとの連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山形県国民健康保険団体連合会及び業務委託先業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（非該当）	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務基幹システム（後期高齢者医療支援システム）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に係る法律」に定められた事務を行うため。	
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3宛名番号、4世帯番号、5賦課番号、6性別、7生年月日、8住所、9氏名、10住基区分、11世帯員情報、12資格取得年月日、13資格取得事由、14資格喪失年月日、15資格喪失事由、16認定情報、17適用除外情報、18収入金額、19控除金額、20所得金額、21賦課事由、22保険料等調定額、23保険料等収納額、24保険料等滞納額、25滞納処分情報、26還付情報、27通知発付年月日、28収入区分、29領収年月日、30収入年月日、31介護保険料情報、32送付先情報、33口座情報、34電話	
記録範囲	被保険者、同一世帯員、送付先、代理人	
記録情報の収集方法	住民記録情報、税情報、介護回付予定情報、所得照会、被保険者からの申請・届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山形県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務基幹システム（ADWORLD）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に係る法律」に定められた事務を行うため。	
記録項目	1課税年度、2宛名番号、3個人番号、4氏名、5住所、6生年月日、7性別、8世帯番号、9続柄、10世帯主氏名、11納税義務区分、12課税区分、13申告区分、14事業所番号、15資料管理番号、16控除対象配偶者区分、17本人該当、18扶養人数、19扶養障害人数、20扶養者情報、21県民税額、22市民税額、23年税額、24公年所得算出税額、25給年所得算出税額、26所得金額、27収入金額、28支払金額、29控除金額、30特別控除額、31税額（所得税）	
記録範囲	市民税・県民税賦課対象者（非課税含む）	
記録情報の収集方法	給与支払者から提出された給与支払報告書、年金保険者からの公的年金等支払報告書、税務署からの確定申告書の写し、本人からの市民税・県民税申告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山形県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民相談課	
	（所在地）〒990-0047 山形市旅籠町2-3-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に係る法律」に定められた事務を行うため。	
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3宛名番号、4世帯番号、5性別、6生年月日、7住所、8氏名、9住基区分、10世帯員情報、11資格取得年月日、12資格取得事由、13資格喪失年月日、14資格喪失事由、15証発行情報、16届出情報、17申請情報、18認定情報、19適用除外情報、20収入金額、21控除金額、22所得金額、23保険料等調定額、24保険料等収納額、25保険料等滞納額、26申告区分、27国民健康保険資格情報、28介護保険資格情報、29医療機関情報、30送付先情報、31口座情報、32電話番号、33備考	
記録範囲	被保険者、同一世帯員、送付先、代理人	
記録情報の収集方法	住民記録情報、税情報、介護回付予定情報、所得照会、被保険者からの申請・届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山形県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2 - 3 - 2 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務基幹システム（CreMaS）ファイル	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国民健康保険課	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に係る法律」に定められた事務を行うため。	
記録項目	1被保険者番号、2個人番号、3宛名番号、4世帯番号、5賦課番号、6性別、7生年月日、8住所、9氏名、10住基区分、11世帯員情報、12資格取得年月日、13資格取得事由、14資格喪失年月日、15資格喪失事由、16認定情報、17適用除外情報、18収入金額、19控除金額、20所得金額、21賦課事由、22保険料等調定額、23保険料等収納額、24保険料等滞納額、25滞納処分情報、26還付情報、27通知発付年月日、28収入区分、29領収年月日、30収入年月日、31介護保険料情報、32送付先情報、33口座情報、34電話	
記録範囲	被保険者、同一世帯員、送付先、代理人	
記録情報の収集方法	住民記録情報、税情報、介護回付予定情報、所得照会、被保険者からの申請・届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山形県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2 - 3 - 2 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	-

山形市・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	消費生活相談カード	
行政機関等の名称	山形市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消費生活センター	
個人情報ファイルの利用目的	消費生活に関する相談を行い、苦情に対する助言やあっせんを通じて消費者被害の救済を図る。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7印影、8職業、9職歴、10契約内容	
記録範囲	相談を受けた本人及び本人以外	
記録情報の収集方法	本人及び本人以外からの相談	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民生活センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活部市民相談課	
	(所在地) 〒990-0047 山形市旅籠町 2 - 3 - 2 5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(非該当)	

行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
備考	-